

議第26号

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 2月29日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 京都市立京北病院に勤務する非常勤の医師に係る第1項第18号の規定の適用については、同号中「579,000円」とあるのは、「910,000円」とする。

第4条第1項中「就職した」を「就職し、若しくは退職した」に、「のあった」を「があった」に、「日割をもって」を「日割りにより」に改め、同条第2項中「退職又は」を「報酬を受けるべき者が」に、「者に対して」を「とき」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

提案理由

京都市立京北病院に勤務する非常勤の医師に支給する報酬の月額の上限を改定する等の必要があるので提案する。